

## 陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、令和4年第1回定例会の招集告示日から令和4年第2回定例会の招集告示日まで提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
1	R4. 5. 17	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—
2	R4. 5. 17	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—
3	R4. 5. 17	直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—
4	R4. 5. 17	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—
5	R4. 5. 17	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—
6	R4. 5. 17	福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—
7	R4. 5. 17	消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—
8	R4. 5. 17	「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	—

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、国・県等に意見書の提出を求める陳情や国・県等に権限があり、国・県等に対応が委ねられている事項について議決を求める陳情については、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等での審査は行わないとしています。

全議員には、その写しを配布し、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに案を添えて、議長に申し出ることになっています。

今期、定例会において、申し出はありませんでした。